

2024 年度海外留学奨学金 募集要項

1. 応募資格

- ① 当奨学会指定の大学院正規課程に在籍し、自然科学分野を専攻する日本国籍を有する者
(医学・薬学系は除く)。ただし、学部4年生で同じ大学の修士課程への進学が決まっている場合は、応募を認めます。
- ② 人物・学業成績ともに優れ、心身ともに健康である者。
- ③ 経済的に当奨学会からの給与が必要と認められる者。
- ④ 自然科学およびその応用分野での研究を目的とした留学であること。
- ⑤ 2024年4月2日現在、修士課程在籍者は27歳以下、博士課程在籍者は30歳以下である者。
- ⑥ 留学先での研究活動を行う上で十分な語学力を有している者。
TOFLE ibt : 80 点以上、IELTS : 6.0 以上、CEFR レベル : B2 以上
- ⑦ 2024年7月から10月までの間に、留学を開始する者。(既に留学中の者は不可)
- ⑧ 留学先がアメリカ・カナダ・フランス・イギリス・ドイツ・スイス・スウェーデン・オーストラリアの教育機関もしくは研究機関であり、現地に渡航した留学であること。
- ⑨ 留学期間は1セメスター以上、1年以内であること。
- ⑩ 他の留学奨学金等を受給していない者。
- ⑪ 日本学術研究会特別研究員等、安定的な経済支援を行う事業より支援を受けている者は対象外となります。

2. 募集人数

1 名

3. 応募締切

2024年3月末日(応募書類必着) 応募がない場合もその旨ご一報ください。

当財団が指定する大学からの推薦による応募とする。

※留学先の受入関係等の事情で、応募期日に間に合わない場合は事前に当会へご相談ください。

4.奨学金額・給与期間

本人名義の日本国内の指定口座に円貨にて、毎月1日(※)に給付します。

※1日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日が給付日となります。

① 生活滞在費：¥150,000/月 (最長12か月)

・支給対象期間は入学日から終了日までとなります。

出発日・帰国日は含みません。

・出発月・帰国月の滞在が1か月に満たない場合は、
日割り計算とし¥5,000/日を給付します。

② 渡 航 費：¥200,000

・初回の給付日に併せ全額一括給付を行います。

5.応募書類

① 海外留学奨学金申請書

② 成績証明書

③ 健康診断書(2023年度中の健康診断にかかる証明書)

④ 言語力を証明する書類

6.選考と採用決定

大学からの推薦を受け、当奨学会にて選考の上決定します。

奨学生の採用が決定した場合、大学宛に『海外留学奨学生採用通知』を交付します。

(6月上旬を予定)

7.応募書類について

ご提出いただいた応募書類等につきましては、返却いたしません。

2024 年度海外留学奨学金 採用後の手続きについて

採用後の流れ

- ① 当奨学会より『海外留学奨学生採用通知』『誓約書』を大学担当課へ交付しますので、学生へお渡しください。『誓約書』の内容を学生が確認・署名捺印をした後、当奨学会の指定する期日までに大学担当課経由でご提出ください。また、事前連絡がなく提出を怠った場合は、採用を取り消します。
- ② 正式な留学日程が決まり次第、留学期間を大学担当課より当奨学会へご通知ください。留学期間を基に当奨学会にて『送金予定表』を作成し、大学担当課へ送付します。
- ③ 留学終了前には、正式な終了日・帰国日を大学担当課より当奨学会へお知らせください。当奨学会より『海外留学奨学金送金通知並びに受領書』を大学担当課へ送付します。
- ④ 奨学生が帰国後は『海外留学奨学金送金通知書並びに受領書』に署名捺印の上、速やかに大学担当課を通じて当奨学会へご提出ください。
- ⑤ 当該奨学生は、帰国後 2 か月以内に研究成果の概要をレポート形式で報告する義務があります。大学担当課経由でのご提出となりますので、期日厳守をお願いいたします。
なお、期日内の報告を怠った場合は、奨学金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

奨学金の終了・停止

- ① 奨学生が以下の項目に該当する場合は、給与は終了となります。
 - ・ 学生の資格を失ったとき
 - ・ 研究の継続が困難になったとき
 - ・ 本人が奨学金給与を辞退したとき
 - ・ その他、当奨学会の海外留学奨学生として不適当であると認めたとき
- ② 奨学生が留学先で長期欠席をした際は、奨学金の給付を停止します。また、無届の場合は、欠席始期に遡及し支給を終了し、既に支給した奨学金の返還を求めることがあります。

